

各施設・事業所 管理者 様

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護職員処遇改善支援補助金(賃金改善開始の報告書の提出)について

日頃より、本県の高齢者福祉保健行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置が実施されることについて、令和 4 年 1 月 17 日付「介護職員処遇改善支援補助金について」でもお知らせしたところです。

今回、具体的な手続等について、国より示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、補助金の取得要件の一つに、令和4年2月分からの賃金改善が求められておりますので、準備に遺漏のないようお願いいたします。

今後、新たな情報が入りましたら、下記の県ホームページ又はメールにて、随時、情報をお知らせしていきますので、適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 申請手続きの流れについて

- ①令和 4 年 2 月分及び 3 月分の賃金改善を行っていることを担保するため、
処遇改善計画書に先立って賃金改善開始の報告書の提出が必要です。

<提出期限> 令和 4 年 2 月 28(月) 必着 <提出方法> 下記担当までメール又は郵送

※令和4年2月分の賃金改善を3月分とまとめて支給する場合は、令和4年3月31日(木)まで

※やむを得ない事情により、令和 4 年 2 月分から賃金改善を行っているにもかかわらず

未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこと。

- ②申請書(処遇改善計画書)は、令和4年4月15日(金)までに県へ提出。(様式は現在準備中)

2. リーフレット及びコールセンターの設置について

・補助金の概要や要件をまとめたリーフレットを添付しておりますので、ご確認ください。

・国コールセンターでのお問い合わせ対応を開始しますので、ご不明な点はお尋ねください。

【厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター】

電話番号:03-6812-7835(受付時間:平日 9:30~17:30)

3. 今後の介護職員処遇改善補助金に係る事務連絡について(メール登録のお願い)

・今後、国からの Q&A 等の情報については、文書ではなくメール及びホームページでお知らせいたしますので、以下のホームページから必ず登録申請をお願いいたします。

※今回登録されないと、この件に関し、県から直接通知されませんので予めご了承ください。

4. 県ホームページ・・・各種様式(賃金改善開始の報告書、処遇改善計画書)、メール登録掲載箇所

○長崎県ホームページ→組織で探す→福祉保健部・長寿社会課→長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ→介護職員処遇改善支援補助金について

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/syogu/>

担当：長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班 出口、福田(陽)

TEL：095-895-2436 FAX：095-895-2576

メール： kaigo-jyohou@pref.nagasaki.lg.jp